

教私第1050号  
令和3年4月6日

各私立学校設置者 様

大阪府教育庁私学課長

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の交付について（通知）

標記について、令和3年3月26日付け2文科教第1135号により文部科学省総合教育政策局長から通知がありましたのでお知らせします。また、これを受け、令和3年3月30日付け教私第4026号「教育職員免許状失効・取上げ事由等にかかる通知及び免許状の返納について（通知）」にかかる様式を変更しています。

標記省令の施行日（令和3年4月1日）以降に処分等を行った事案については、本通知に添付の様式により私学課各グループまで報告をお願いいたします。

※改正省令の概要

わいせつ行為等を含めた懲戒免職処分等の理由の主な類型等を教員免許状の失効又は取上げに係る官報公告事項として規定等

・失効又は取上げの事由

- イ 18歳未満の者又は自らが勤務する学校に在籍する幼児、児童若しくは生徒に対するわいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント
- ロ わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（イに該当するものを除く。）
- ハ 交通法規違反又は交通事故
- ニ 教員の職務に関し行った非違（イ～ハに該当するものを除く。）
- ホ イ～ニ以外の理由

【お問い合わせ先】

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ 長濱

(06-6210-9275 内線 4858)

幼稚園振興グループ 小木曾

(06-6210-9273 内線 4815)